

中国行政訴訟法の改正条文等について (4)

J I C A 長期派遣専門家
弁護士 白 出 博 之

第6 判決形式の整備

1 原告の訴訟請求棄却判決を以て維持判決に代替 (69条)

【原告の訴訟請求棄却判決】

第69条 行政行為の証拠が確実であり、法律・法規の適用が正確であり、法定手続に適合している場合、又は原告が被告に職責若しくは給付義務の履行を求める理由が成立しない場合、人民法院は、原告の訴訟請求を棄却する判決をする。

本条は原告の訴訟請求棄却判決に関する規定である（一部改正）。この点、旧54条では、維持判決、取消判決、履行判決、変更判決の四種類の判決形式を定めるが、これらの判決形式では司法実務の必要性を満たすことができず、行政紛争解決の効果に影響を及ぼすとの指摘があった。また、海外の立法例を参考として訴訟の類型化を行い、異なる種類の訴訟請求に応じて相応する訴訟手続及び判決形式を設定すべしとの意見もあった。司法実務における必要性及び異なる判決形式設定の必要性を考慮し、本改正では判決形式に関する内容を追加し、給付判決、違法確認判決、無効確認判決、合意の履行判決、原告の訴訟請求棄却判決が追加され、取消判決、変更判決の適用範囲が拡大されている。

また、最高人民法院「中華人民共和国行政訴訟法の執行における若干の問題に関する解釈」では、原告の訴訟請求棄却判決が維持判決と並列的に規定されていたが、本改正では、維持判決に代わるものとして原告の訴訟請求棄却判決が規定されており、新法による訴訟請求棄却判決の範囲をより拡大する必要がある。

1 維持判決の取消・廃止

改正過程では維持判決につき、これを取消・廃止すべしとする意見と留保意見が対立した。維持判決の取消・廃止意見は、次の点を考慮する。①法律の改正前後の一致性。法改正時に立法目的の「行政機関による法に基づく行政上の職権の行使の保護及び監督」中の「保護」が削除されたことにより（1条対照）、それに対応する維持判決は残すべきでないこと。②維持判決と法院の中立性、裁量性における位置づけが符合せず、社会から「役人のかばい合い」との誤解を受け易く、行政訴訟の作用発揮という点で不利に働くこと。③維持判決は原告には非常に受け入れ難いこと。原告は本来行政行為を不服として提訴したにも拘わらず、終局判決が提訴された行政行為の維持では、双方を比較した場合非常に不公平であること。④維持判決と行政行為の効力に関する理論が一致しないこと。すなわち、行政行為は一旦実施されると公定力、確定力等の効力が生じ、法院の判決はその効力を否定することはできるが、行政行為の効力は法院が与えたものではなく、法院が維持できるものでもない。⑤既判力理論によると、法院が維持判決を

下した後、行政機関は提訴された行政行為を変更することができず、行政機関が提訴された行政行為が適法であるが不合理であるという欠点を自ら補い、又は実際の状況に基づいて適法な行政行為を調整する際の障害となり、不利な影響を及ぼすことである。

こうして新法は維持判決を取消・廃止し、原告の訴訟請求棄却判決により、これまで維持判決が適用されていた状況に完全に対応している。

2 原告の訴訟請求棄却判決が追加された理由

改正過程では訴訟請求棄却判決の追加意見が非常に強く、判決形式に対する必然的な進歩といえることができる。同意見が採用された理由は、①原告の訴訟請求棄却は以前から広く使用されており、大きな変化にはならないこと（法改正前において、原告の訴訟請求棄却は独立の判決形式ではなかったが、維持判決においては一般に提訴された行政行為が維持されるとともに原告の訴訟請求を棄却する旨が明記されていた）。②維持判決は一部の状況に対応できず、実務運用には不十分であるのに対し、訴訟請求棄却の方が適用可能な範囲が広いことである（例えば、不作為に関する事件には、違法な不作為ではないが、維持判決とすべきでない場合がある。また、提訴された行政行為は適法ではあるが、不合理な問題が存在し、又は法律・政策の変化により変更又は廃止の必要があるとき、維持判決とすべきではない場合がある）。

3 原告の訴訟請求棄却判決の適用条件

原告の訴訟請求棄却判決を維持判決に代替した目的は、中国行政訴訟の客観訴訟¹としての位置づけを変えることではなく、司法実務における実際の問題を解決するための修正にある。原告の訴訟請求棄却判決をする場合、法院は依然として提訴された行政行為の適法性に対する審査を行い、被告が挙証責任を負うという姿勢を堅持しなければならず、審査対象を原告の訴訟請求及び提出証拠に転換してはならず、なおさら原告の訴訟請求及び提出証拠が成り立たないことを理由に直接原告の訴訟請求棄却判決をしてはならないが、これにより客観的な判決を優先するという原則が確定される。すなわち、法院は取消判決、違法確認判決、無効確認判決等の判決を優先的に適用しなければならない。

本条は原告の訴訟請求棄却判決における三つの適用条件を定める。1) 行政行為が適法である場合。すなわち証拠が確実で、法律・行政法規の適用が正確で、法定手続に適合していることを指すが、これには種々の状況が含まれる（例えば、行政行為が完全に適法である、適法であるが不合理である、適法であるが変更又は廃止すべきである等の状況がある）。2) 原告が被告に対して法定職責の履行を請求したが、理由が成り立たない場合、3) 原告が被告に対して給付義務の履行を請求したが、理由が成り立たない場合である。

※参考文献²) ①p183~185, ②p190~193, ③p111~113, ④p152~155 参照。

¹ 全人代法工委解説は上記の通り「客観訴訟」と表現するが、日本法でいう客観訴訟とはニュアンスを異にしている。

² 参考文献として①全人代法工委編・信春鷹主編「中華人民共和国行政訴訟法・釈義」(法律出版社・2014

2 取消判決事由に「明らかに不当」を追加（70条）

【取消判決等】

第70条 行政行為が次の各号に掲げる状況の一つに該当する場合、人民法院は取消又は一部取消の判決をし、併せて被告に改めて行政行為を行うよう判決することができる。

- (一) 主要証拠が不足しているとき
- (二) 法律・行政法規の適用に誤りがあるとき
- (三) 法定手続に違反するとき
- (四) 職権を踰越したとき
- (五) 職権を濫用したとき
- (六) 明らかに不当なとき

本条は取消判決及び被告に改めて行政行為のやり直しを求める判決に関する規定である（一部改正）。本条は旧54条から独立した条項であり、かつ「明らかに不当な」状況が追加された。改正過程では手続上の違法について何度も調整が行われた結果、最終的に折衷案が採用され引き続き手続上の違法は取消判決とし、また手続上の軽微な違法で、原告の権利に実際に影響を及ぼさない場合は違法確認判決を適用することとされている。

取消判決は行政訴訟における重要な判決形式であり、その法的結果の責任は行政機関が負担し、判決に基づき提訴された行政行為を取り消すものである。提訴された行政行為の取消判決を下す理由は、行政行為の違法であり、本条では六つの違法状況を列挙する。提訴された行政行為が本条所定の違法状況に該当する場合、提訴された行政行為に対して取消判決をしなければならない。取消は全部取消と一部取消とに分類され、行政行為のうちの一部が違法の場合、当該部分のみを取り消し、正しい部分は残さなければならない。

1 主要証拠の不足（本条1号）

行政機関が行政行為を行う場合、事件事実を認定し、かつ証明のため相応する証拠がなければならない。人民法院が行政事件を審理する場合、事実を根拠とし、法律を拠りどころとする原則に従い、提訴された行政行為に対して認定された事実が正しいか否か、証拠が十分か否かについて審査する必要がある。証拠が十分か否かの判断は証明基準³の問題に関わる。この点、行政訴訟は事実を明らかにするだけでなく、行政管理の特徴及び実際の状況を併せ考慮しなければならない、その証明基準は刑事訴訟と民事訴訟の

年12月）、文献②全人代法工委編・袁傑主編「中華人民共和國行政訴訟法・解説」（中国法制出版社・2014年12月）及び文献③全人代法工委行政法室・黃薇主編「最新中華人民共和國行政訴訟法条文釈義及び配套法律法規と司法解釈実用全書」上（中国民主法制出版社・2014年11月）、文献④全人代法工委行政法室編「中華人民共和國行政訴訟法・解釈と適用」（法律出版社・2015年1月）を引用する。

³ 証明基準とは、訴訟において証明責任を負う当事者の主要事実の証明について、法院がその真偽を認定するのに要求される達しななければならない程度をいう。要証事実の証明が証明基準に達した場合、法院は当該事実を裁判の基礎としなければならない、証明基準に達しない場合は、当該事実は真偽不明の状態にあることになる。中国では長きにわたり、民事、刑事、行政の三大訴訟法の証明基準は一元化され、いずれも客観的真実を明らかにしなければならない、「事件事実がはっきりしており、証拠が確実で十分である」という程度に達しなければならないとされていた（客観的真実説。吉村徳重・上田竹志編『日中民事訴訟法比較研究』247頁（小嶋明美執筆部分）参照）。

中間にあり、刑事訴訟における合理的疑い排除基準よりも低く、民事訴訟における証拠優越基準よりも高く、「明らかでかつ説得力がある」基準とする考えも主張されている。もっとも、行政訴訟に関する状況は多種多様であり、特に提訴される行政行為が多様化し、証明基準の統一化が非常に困難であるため、本条では旧法における「主要証拠の不足」という表現が残されている。主要証拠の不足とは、行政機関が行った行政行為の事実の根拠に欠け、事実認定を誤っている、又は基本的事実が不明確なことを指す。主要証拠の不足の判断基準の範囲は非常に広く、基本的意味に従うという基礎の上に、司法実務及び行政管理の実際状況を踏まえて、さらに詳細な規定を定める必要があり、例えば、当事者の権益に対する影響が比較的大きい処罰、許可等に関わる事件は、さらに厳格な証明基準に従わなければならないが、証券等に関わる行政事件では、証明基準を厳格にする必要性は乏しい。ここで指摘すべき点は、この証明基準は第二審の審査基準(89条)、再審条件(91条)と一致していることである。

2 法律・行政法規適用の誤り(本条2号)

行政機関が行政行為を行う場合、事実を明らかにすることが第一歩であり、その後に法律・行政法規(以下「法令」と略す)の適用がある。法院が行政行為を審査する場合は、行政機関による法令適用が正しいか否かにつき審査を行う必要があり、法令適用が誤っている場合、違法な行政行為として取り消さなければならない。

実務における法令適用の誤りは主に、1) 甲法を適用すべき場合に、乙法を適用したとき。2) 上位法、特別法、改正法を適用すべき場合に、下位法、一般法、旧法を適用したとき。3) ある特定条項を適用すべき場合に、当該法のその他の条項を適用したとき。4) ある特定条項を適用すべき場合に、根拠とした法律又は引用した具体的法律の条文につき説明しなかったとき。5) 効力未発生又は既に失効、廃止された法令を適用した場合等があるが、本号の規定は狭義の「法令適用の誤り」であり、行政行為が根拠とする法令のみを指す(広義での法令適用の誤りには、さらに職権の逸脱、濫用、明らかに不当等の状況も含まれる)。

3 法定手続の違反(本条3号)

法律による行政には実体的正義と手続的正義が含まれる。行政機関が行政行為を行う場合、結果が正しいだけでなく、手続が適法でなければならない。行政手続については、行政処罰法、行政許可法、行政強制法等多くの法令で規定されており、法定手続に違反した場合、違法な行政行為として提訴された行政行為を取り消さなければならない。この点、旧法における、法定手続に違反すれば提訴された行政行為を取り消さなければならないとの内容は、手続的正義を顕著に表しているが、規定が過度に厳格であり、現時点では実施が困難である。問題は手続的正義と行政の効率、公共利益との間で、どのように取捨選択すればよいのかという点にあるが、中国では手続観念の確立が特に必要であり、かつ社会基盤が比較的弱いことを考慮すると、行政訴訟法において手続の地位を弱めることはできない。また、一部手続に軽微な違法があったが原告の権利に実際の影響を及ぼさない場合(例えば行政決定書の送達が数日遅れた場合)には、実際の効果及

び行政コストを考慮しなければならない。

そこで、本号では幾度かの変更を経て、法定手続違反は取消判決の適用範囲に属するという原則的規定を残すこととされるとともに例外的状況を定める。すなわち、手続に軽微な違法があったが原告の権利に実際の影響を及ぼさない場合、当該行政行為の違法確認判決を適用するとされた（74条1項2号）。これにより提訴された行政行為に対して否定的評価を行い、その一方で実際の状況も斟酌された。他方で、原告の権利に実際の影響を及ぼさないが手続上の違法が軽微な違法に属さない場合、又は手続上の軽微な違法にあたるが原告の権利に実際の影響を及ぼす場合には、いずれも取消判決を適用し、違法確認判決は適用しない。

4 職権の踰越（本条4号）

職権法定（行政機関及びその職員の職権は必ず法律による明確な授権が必要であり、自ら設定してはならないこと）は、法律に基づく行政における重要な内容である。司法実務において、提訴された行政行為を法院が審査する際、その第一歩は往々にして被告が行政行為を行う権限を有するか否かの点である。職権の踰越とは、行政上の職権が法定の職権範囲を超え、超えた部分に法的根拠がないことを指す。ここで職権の踰越は広義に理解すべきであり、根本的に行政主体資格がない、職分管轄権の踰越（甲機関が乙機関の職権を行使）、土地管轄権の踰越（甲地の機関が乙地の機関の職権を行使）、事物管轄権の踰越（下級機関が上級機関の職権を行使）、法律で規定される職権の踰越（法律が過料と規定するのに生産・営業停止命令を行使）等を含む。行政機関はその職権の範囲内で職権を行使しなければならない、職権の踰越による行政行為に対して法院は取消判決を下さなければならない。

5 職権の濫用（本条5号）

職権濫用とは、行政機関による行政行為はその権限の範囲内にあるものの、行政機関が不当に職権を行使した場合、法がこの権限を与えた目的に違反することを指す。職権濫用は一種の重大な主観的過失であるところ、行政の自由裁量権に焦点をあてれば、表面上は適法であるが実際は極めて不合理であることから、違法の範囲に加えられている。司法実務では職権濫用による取消しは効果的に運用されておらず、刑法に職権濫用罪があることにより、法院が職権濫用を理由に提訴された行政行為を取り消すことは非常に少ない。職権濫用の意味については従前から争いがあり、適用範囲について見解が分かれる。この点、裁量基準の重大な違反は全て職権濫用の範囲に加えるべしとの主張もあるが、中国行政訴訟が適法性審査原則を堅持することを考慮すれば、従来の考えを覆すいかなる拡大解釈も立法の本意及び現行制度の枠組みに反するものである。

6 明らかに不当（本条6号・新設）

機械的な適法性審査では実務の必要性を満たすことができず、全面的な適法性審査では逆に訴訟制度の位置付け及び実際状況から乖離する。本改正では原則を堅持するとともに、行政紛争の実質的解決の推進に注力し、行政機関による自由裁量権の行使過程における極端に不合理な状況が適法性審査の範囲に加えられ、明らかに不当な場合、取消

判決を適用する旨の規定が追加された。明らかに不当であること、及び職権濫用は、いずれも行政の自由裁量権に該当するが、規範としての観点が異なり、明らかに不当とは客観的結果の観点から提起され、職権濫用とは主観的観点から提起されるものである。適法性審査原則が主導的な地位にあり、「明らかに不当」の解釈を過度に拡大してはならないことを考慮すれば、「提訴された行政行為の結果が極端に偏った場合」と定義すべきである。

ここで指摘すべき点は、取消判決と違法確認判決、無効確認判決、変更判決は一般と例外の関係にあり、一部の適用状況は包含関係にあり、違法確認判決、無効確認判決、変更判決の適用条件及び範囲を拡大することにより取消判決の重要な地位を脅かしてはならないが、その一方で法定条件に適合する場合には、違法確認判決、無効確認判決、変更判決を優先的に適用しなければならない。

7 行政行為のやり直しを求める判決（本条1項後段）

これは、取消判決を補充するものだが、司法権と行政権の権限分配でもあり、法院は行政機関の代わりに行政行為を行うことができないという原理を体現する。行政行為が取消判決を受けた後に、原告の権利・義務をさらに確定する必要がある状況の場合、法院は取消判決を下すとともに、被告に対して行政行為のやり直しの判決をしなければならない。実務において法院は、国家利益、社会公共利益又は当事者の合法的権益の保護のために、行政行為のやり直しを命じる判決を下す。

例えば、行政処罰について法定手続に違反したことにより取消判決が下されたが当事者による違法行為にも必ず処罰を科さなければならない場合、当事者の民事上の権益に関する紛争に対する行政裁決が取り消されたが当該民事紛争を必ず解決しなければならない場合、誤った登記行為が取り消された後に法に基づき登記変更をしなければならない場合、不服審査機関による原行政行為の変更が取消判決を受けた場合等である。

※参考文献）前掲①p185～190，②p193～198，③p113～115，④p155～159 参照。

3 職責履行判決（72条），[司解22条]

【職責履行判決】

第72条 人民法院は、審理の結果、被告が法定職責を履行しないことが明らかになった場合、被告に対して一定期間内での履行を命じる判決をする。

本条は職責履行判決に関する規定であり、旧54条中の条項を単独の一条にしたものである。行政機関による違法な行政行為、及び消極的かつ怠惰による法定職責不履行は、いずれも行政上の違法な状況である。実務において、行政機関の不作为による害は非常に大きく、特に法による行政に関する要求が高くなるに伴い、行政に対する責任追及も強くなっており、行政機関職員の中には「太平官（現状に甘んじる役人のたとえ）」となり、功績を求めず過失がないことを求め政務を怠る者も現れているが、かかる問題を重視し、乱れた作為と不作为に対する改善を同様に重視する必要がある。行政機関による法定職責不履

行により、公民の合法的權益が損害を受けた場合は、司法救済を行わなければならない。行政の不作为に関わる事件の増加に伴い⁴、職責履行判決は行政訴訟における重要な判決形式となっている（統計によれば、2010年の全国法院第一審判決で行政機関に対して法定職責の履行を命じた事件は1142件に上り、実体判決により結審した事件の3.8%を占め、相対的に土地管理、労働と社会保障、都市計画と立ち退き、家屋登記等の分野に集中している）。

1 職責履行判決の確立

行政機関による行政行為は行政権の範疇に属するところ、職責履行判決は、行政行為を行うか否かを法院が判断することであり、司法権と行政権の権限分配に関する問題に関わる。日本等の国では職責履行判決について非常に慎重であるのに対し、中国では1989年行政訴訟法の制定時に、職責履行判決が明確にされ、行政機関に対して一定行為を行うよう要求する判断権が法院に与えられており、その理念は非常に先進的で、現時点でも立ち遅れた内容ではない。職責履行判決は司法権と行政権の権限の境界問題にも関わるが、行政紛争の実質的解決に有用なものである。

2 職責履行判決の適用状況

職責履行判決は行政機関による法定職責不履行の場合を対象とする。当該判決を適用する状況を理解する上で、以下に注意すべきである。1) 不履行には履行拒否及び履行遅延の二つの状況が含まれること。2) 不履行の対象は法定職責、法律・行政法規が明確に規定する職責であり、原則として合意による職責、後続の義務等は本判決の適用状況には属さず、行政契約における紛争として解決しなければならない。3) 本法の適用範囲とも対応するが、法定職責とは主に保護に関する職責や、当事者の申請行為に答えない場合である。その具体的範囲は、司法実務において研究・具体化する必要があり、法定職責不履行に対する理解の範囲が過度に広く、又は狭くなることを防止する必要があり、一定措置を採用しないことを理由に行政機関による裁量の範囲内の事項を一律に不作为の範囲に含めることはできない⁵。

⁴ 本改正の重点項目の一つに行政不作为に関する訴訟ルールの整備改善がある。すなわち①行政行為に関する概念に行政不作为が含まれることが明確にされ（2条）、②事件の受理範囲における不作为に関する状況が明確にされ、行政機関に対して人身権、財産権等の合法的權益保護という法定職責履行を請求し、行政機関が履行を拒否し、又は回答しなかった場合、及び行政許可申請に行政機関が回答しなかった場合、事件の受理範囲に属するという規定が留保された（12条6号）。③当事者が容易に提訴できるようにし、その訴権を保護するために、不作为に対する提訴期間の起算日を、行政機関の申請受領日から2か月後とすることが明確にされ、また緊急状況における起算日は2か月の制限を受けないと定めた（47条）。④不作为関連事件の証拠ルールを規範化し、原告は自らが被告に対して申請行為をした証拠を提出する必要があるが、被告が職権に基づき主体的に法定職責を履行したことにより原告に証拠を提出できない正当理由がある場合は除外された（38条）。そして⑤行政の不作为に対する判決形式、すなわち72条による職責履行判決である（前掲参考文献①192頁参照）。

⁵ 許可を拒絶する行為が法定職責不履行にあたるとする見解もある。しかし、許可に関する行政機関の法定職責は、許可するか否かを法に基づき審査することであり、許可しなければならないことではないこと。許可の拒絶は行政機関が法定許可条件に基づいて不許可決定を行う行政行為であり、法定職責に対する消極的・怠惰な履行ではなく、法定職責の積極的履行であり、不作为の場合には属さず、この問題は取消判決において処理可能であると法工委は説明する（前掲参考文献①193頁参照）。

3 職責履行判決の内容

不作為にかかる事件で被告が敗訴する場合、法院は被告に対して法定職責の履行判決を下し、一定行為を実施するよう要求する。もっとも、どの程度の内容の判決にするかは、実際の状況に基づいて判断する必要があり、判決時には司法権と行政権の権限分配に従わなければならないが、司法実務では主に三種類の方法がある。すなわち、1) 被告に対する法に基づく職責履行の要求、2) 被告に対する法に基づく職責履行の要求かつ職責履行方式等に対する原則的要求の提起、3) 履行の具体的内容の明確化である。このうち、履行の具体的内容を明確にする判決では、法院は慎重に処理しなければならないが、法律・行政法規の規定に基づき行政機関が法定職責を履行することが非常に明らかで行政機関に自由裁量権がない場合に限り適用することができる。本条は職責履行判決の内容についてこれ以上のことを定めていないが、法院は具体的に判決をする際、行政紛争の実質的解決を考慮するとともに、司法権と行政権の権限分配の原則に従わなければならない。

法院が被告に対して法定職責の履行判決をする場合、一定の履行期間を明確にしなければならないが、具体的期間は事件の具体的状況及び履行に必要と思われる時間に基づいて確定するが、一般に履行期間は法律・行政法規が規定する行政機関による当該職責の履行期間よりも短くすべきである。

※参考文献) 前掲①p191~194, ②p199~201, ③p116~117, ④p160~162 参照。

4 給付判決を追加 (73 条), [司解 23 条]

【給付判決】

第 73 条 人民法院は、審理の結果、被告が法により給付義務を負うことが明らかになった場合、被告に対して給付義務の履行を命じる判決をする。

本条は給付判決に関する規定である(新設)。本改正では事件受理範囲において給付行政に関する事件につき、法による補償金から最低生活保障待遇、社会保険待遇等の事項に拡大しており(新 12 条 1 項 10 号)、給付行政が既に行政行為の重要な種類であるという現実を反映させている。ここで説明すべき点は、ある訴訟理論によれば、給付訴訟は1つの広義の概念であり、法定職責履行及び法に基づく金銭や財物の給付が含まれ、さらには被告に対し一定の行為を実施しないよう要求することも含まれるが、本条が規定する給付判決は、給付訴訟に比べてその範囲は極めて狭く、給付行政行為に特化して設定された判決形式である。

中国では 1980 年代末に既に給付行政に対して提訴が可能と規定され、旧法では補償金の給付行為に対して提訴が可能と規定されていた。近年、「中華人民共和国社会保険法」「都市住民最低生活保障条例」「社会救助暫定実施弁法」において、それぞれ社会保険、最低生活保障、各社会救助行為の給付について提訴が可能とされている。そこで、本法では事件受理範囲の給付行政に関する規定において給付に関する状況を追加列挙しただけでなく、

給付判決についても専門的規定を置いている。

給付判決と職責履行判決とではその適用範囲は異なるが、判決の仕組みは非常に類似しており、いずれも法院が行政機関に一定の行為を実施させる旨の判決である。法院は審査の結果、被告が法に基づき給付義務を負うことが明らかになった場合、被告に対して給付義務の履行判決を下す。具体的には被告に対して給付を要求する判決をするものだが、被告に対して給付義務の履行を要求し、かつ給付内容等について原則的要求を提出する、又は給付に関する具体的内容を明確にする場合は、司法権と行政権の境界問題に関連するため、法院はこれを厳格に把握して処理しなければならない。

※参考文献) 前掲①p194~195, ②p202~203, ③p118, ④p162~163 参照。

5 違法確認判決を新設 (74 条)

【違法確認判決】

第 74 条 行政行為が次の各号に掲げる状況の一つに該当する場合、人民法院は、違法を確認する判決をするが、行政行為は取り消さない。

(一) 行政行為は法により取り消すべき場合であるが、取消により、国家利益、社会公共利益に重大な損害を生じさせるとき

(二) 行政行為の手續に軽微な違法があるが、原告の権利に実際に影響を与えないとき

2 行政行為が次の各号に掲げる状況の一つに該当し、取消又は判決の履行を必要としない場合、人民法院は、違法確認の判決をする。

(一) 行政行為は違法であるが、取消可能な内容を具えないとき

(二) 被告が違法な原行政行為を変更したにもかかわらず、依然として原告が原行政行為の違法確認を求めるとき

(三) 被告が法定職責を履行せず、又は履行を引延ばしており、判決履行の意義がないとき

本条は違法確認判決に関する規定である(新設)。本条の違法確認判決は二つに分かれており、その効果が異なる。本条1項の違法確認判決は、状況判決とも称され、提訴された行政行為が違法であるものの、その他の法益を考慮し、当該行政行為を依然として有効として取り消さない。本条2項の違法確認判決は、提訴された行政行為が違法であるものの、客観的に取り消す必要はなく、当該行政行為が違法との宣言のみを必要とする場合である。違法確認判決はある意味で違法な行政行為に対する「寛容」「妥協」であって厳格に適用する必要があり、自由に解釈することはできない。違法確認判決の適用には2つの原則を堅持する必要がある。すなわち、第1に違法確認判決は取消判決、職責履行判決を補うものであり、主要な判決形式ではないこと。第2に違法確認判決は法定条件に適合しなければならず、当該条件は厳格に解釈されなければならないことである。

違法確認判決を適用する状況は次の通りである。

1) 行政行為は法により取り消すべき場合であるが、取消により国家利益、社会公共利益に重大な損害を与える場合(本条1項1号)。かかる状況において、法院は違法な行政行

為を取り消すことと国家利益、社会公共利益の両方の法益を考慮する必要があり、前者が後者より小さく、違法な行政行為を取り消すことにより国家利益、社会公共利益に重大な損害を与える場合、取消判決を適用できず、違法確認判決を適用するしかなく、その逆の場合には違法確認判決を適用してはならない。本法は「重大な損害」につき定義していないが、実務では、例えば、ある分譲住宅に関する都市農村計画許可が違法であったが、家屋は既に販売されており、当該許可を取り消した場合、非常に多くの法律関係が不確定状態に陥ることになり、これは社会公共利益に対する重大な損害であるとされる。

2) 行政行為に手続上軽微な違法があったが、原告の権利に実際の影響を与えない場合（本条1項2号）。行政行為が法定手続に違反した場合、取消判決を下さなければならない。ここでの法定手続違反には、手続上軽微な違法が含まれる。しかし、手続上軽微な違法はあったが、原告の権利に実際の影響を与えない場合（例えば、行政決定書の送達が1日遅れ、取消判決とする場合）、行政行為を改めてやり直すだけで結果は変わらず、当事者の手続に関する権利も大きな損害を受けないことから、行政コスト及び訴訟経済面を考慮すると、当該行政行為を取り消すべきではないが、依然として当該行政行為に対する否定的判決を適用し、違法確認判決を下す必要がある。手続上軽微な違法とは、主に行政手続の補正が可能な状況で、実体に関する決定の正確性に影響を与えないことを指し、例えば、送達の告知が規範的でない、法定期間を経過して決定を行う等がある。手続上軽微な違法とは何かについて各国での認識は異なるが、中国の法律及び司法事例においては、釈明権の告知、公聴等は重要な手続とされ、これに一旦違反した場合は重大な手続上の違法に属し、行政行為を取り消さなければならない。

以上の二通りの違法確認に関する状況においては、提訴された行政行為は違法と言い渡されて被告敗訴となり、救済措置を講じて、敗訴による賠償責任、訴訟費用負担等の責任を負担する。また提訴された行政行為は取り消されず、その効力は継続する。

3) 行政行為は違法であるが、取消可能な内容がない場合（本条2項1号）。これは主に違法な事実行為が該当する。事実行為は実際に当事者の利益に影響を及ぼすが、当事者のために権利義務を設定するものではなく、例えば、殴打行為又は執行行為は、取消可能な内容が存在しない。政府情報開示の分野において、被告が政府に関する情報を開示したが、当該情報が原告の営業秘密、個人のプライバシーに関わり、かつ公共利益等の法定理由が存在しない場合、違法な開示行為にあたるが、この場合も情報開示行為に対する違法確認判決とするほかなく、かつ取消可能な内容がない。

4) 被告が違法な原行政行為を変更し、原告が依然として原行政行為の違法確認を要求する場合（本条2項2号）。被告が原違法行政行為を変更した場合、当該行政行為は既に存在しないが、当事者の合法的權益を保護するため、本法は当事者による提訴を認める。しかし、原告が勝訴し違法な原行政行為の取消が必要な場合には、取消可能な行政行為が存在しないため、違法確認判決をするほかない。

5) 被告が法定職責を履行しない、又は履行を遅延し、履行判決の意味がない場合（本条2項3号）。行政機関に対して保護という法定職責履行を要求する事件は、原告による請

求の一定時間内での有効性・価値が強いことから、時間が経過して状況が変わった後に履行しようにも条件が存在せず、又は実際の意味が全くない場合があり、このとき法定職責履行判決は適さず、違法確認判決がより適切である。

以上の三通りの違法確認に関する状況は、客観的に取消又は職責履行判決をなすには適さないが、違法確認判決によって行政行為の違法性が確認されることにより、被告が敗訴責任を負担しなければならない。

※参考文献) 前掲①p195～198, ②p203～206, ③p118～120, ④p163～166 参照。

5-2 無効確認判決の新設 (75条)

【無効確認判決】

第75条 行政行為の実施主体が行政主体適格を具えない、又は根拠に基づかない等の重大かつ明白に違法な状況で、原告が無効確認を申請した場合、人民法院は行政行為の無効確認判決をする。

本条は無効確認判決に関する規定である(新設)。改正過程では関連行政機関による無効確認判決の請求は、法による行政の発展の方向性及び発展水準を体現するものであり、必要であるとの意見もあったが、他方で懸念を示す声は、行政行為の無効及び無効確認判決の行政機関に対する要求は非常に高く、かつ中国においてはいずれも新しい内容であることから、その実施を容易にし、起動の安定性を図るために、適用範囲を明確にし、かつ適用範囲を広げすぎないようにすべしとの意見であった。これらにより、本条は幾度かの変更を経て原則的規定から列挙方式規定に変更され、さらに列挙方式ではあるが項目を分けない方式の規定とされている。

1 本条追加の理由

中国では今なお行政行為の無効に関する実体規定がなく、実体規定が欠如した状況において本改正では無効確認判決が追加されたが、これは十分に将来を見据えた改正であり、中国の行政立法における「先に手続があり後に実体がある」という発展の方向性及び経験に沿うものである。無効確認判決を追加した主な理由は以下の通りである。

1) 行政訴訟制度の完全性、科学性の強化。行政訴訟は行政紛争解決のために制定された手続に関する制度であり、行政紛争を解決できるか否かは、完全で科学的な訴訟手続、特に判決形式が非常に重要な役割を担っている。この点、現在中国の行政訴訟法では取消判決による行政行為の無効と一般的違法が「十把一絡げ」にされ、無効と一般的違法との境界は曖昧であるが、これは法制度の緻密化の要求に適應せず、実務における必要性も満たせない。無効確認判決を導入することは、中国行政訴訟制度の発展、整備に有益である。

2) 行政紛争の解決に有利に作用すること。本改正の目的の一つに、行政紛争の実質的解決の推進がある。無効確認判決を規定することは、重大かつ明白に違法である無効の行政行為を行政訴訟の審査対象として、行政訴訟の役割を發揮させ、矛盾・紛争が社

会に広がることを防止する上で有利である。

3) 法に基づく行政の水準向上に資すること。行政行為の違法を一般的違法と無効に細分化し、重大かつ明白に違法な行政行為を選別し、より厳格な審査を行い、より不利な法的結果を規定することにより、確実に行政機関に対してより厳しい要求を提起した。さらに厳しい要求を提起して初めて、「粗暴」で低水準の違法を是正することができ、長期的観点から見て行政機関による法律に基づく行政の水準向上に資する。

4) 行政法に関する理論及び立法の発展推進に有用である。この点、1986年民法通則が民事行為の無効及び取消について規定し、行政行為も同様に無効と一般的違法の状況が客観的に存在し、これについては多くの国家に立法例があり、中国の地方性法規の中に幾つかの規定もあるが、行政行為の無効に関する理論の進展は遅々として進まず、立法において真の意味で採用されたことはなかった。行政訴訟法のような手続法において無効確認判決を規定する場合は、行政行為の無効に関する初歩的基準を慎重に提起することにより、行政法に関する理論研究と法制度の発展が推進される。

2 本条をいかに理解するか

無効確認判決の導入は必要であるが、進展が速すぎて逆効果とならないよう配慮が必要であり、本条を理解する上で次の点に注意を要する。

1) 無効確認判決の適用状況は非常に少なく、通常使用する判決形式としてはならないこと。行政行為の無効の状況を正確に定義付け、重大かつ明白な違法の場合のみ無効とし、重大かつ明白であるという要件を同時に満たす必要がある。重大かつ明白とはどのような意味か解釈が必要な場合、一般的に違法な状況が重大で、非常に明らかであると理解すれば、一般の人々は合理的判断が可能となる（例えば、行政行為を行う者に行政主体適格はないが、行政機関との間に密接な関係を有する場合、及び行政行為にいかなる規範性文書の根拠もない場合である）。また、重大かつ明白な違法について解釈する場合は、特に慎重かつ厳格に、十分な論証を経なければならない。

2) 行政行為の無効は始めから無効であり、法院が無効と判断した後に失効するという過程を要しないこと。当事者は行政行為による制約を受けず、行政行為を履行しなくても良い。当事者と行政機関との間において行政行為が無効か否かにつき紛争が発生した場合、当事者は法院に対して無効確認判決を請求できる。よって、法理上からいえば無効確認訴訟は提訴期間の制限を受けず、いつでも提起可能でなければならない、これには多くの国家に立法例が存在する。この点、本条では明確な規定は置かれていないが、主に無効確認判決は新しい制度で実務の経験を蓄積する必要があること、及び関連する提訴期間については司法解釈で規定できるようにすることが考慮されている。

※参考文献) 前掲①p198~200, ②p206~208, ③p120~121, ④p166~167 参照。

5-3 違法確認・無効確認判決の補充規定（76条）

【違法確認・無効確認判決の補充規定】

第76条 人民法院は、違法又は無効確認の判決を行う場合、同時に被告に対して救済措置を命じる判決をすることができる。原告に損害を生じさせた場合、法により被告に賠償責任負担を命じる判決ができる。

本条は、違法又は無効確認判決に関する補充規定である（新設）。違法確認判決は取消判決を補充するために規定され、その前提は行政行為の違法であるが、国家利益、社会公共利益等を十分に考慮し、違法な行政行為を取り消さずに否定的評価を行うのみで、違法な行政行為の違法性を確認する。違法確認判決は様々な法益を考慮した後の妥協的措置であり、法の天秤を国家利益、社会公共利益の方向に適度に傾けることであるが、必要な均衡を維持するため、本改正では、無効確認判決により違法な行政行為が取り消されることはないが、行政機関は安泰ではなく、取消判決に比べて軽い法的責任を負わなければならないことが規定された。すなわち、第1に積極的な救済措置を講じること、第2に敗訴責任を負担し、さらに原告、第三者に損害を与えた場合は、賠償責任も負わなければならないことである。

法院は実際の状況に基づき、被告に対して救済措置を命じる判決を下すか否かの決定を行う。これは法院が主体的に行うものだが、原告が違法な行政行為の取消を求める訴訟請求の範囲内にも含まれている。救済措置には違法な行政行為を失効させる措置及び争いを消除し、矛盾を緩和・軽減する救済措置も含まれる⁶。

違法確認判決において違法行為は取り消されることはなく、元の違法な状況が存続することにより、当事者の合法的權益に損害を与えた場合、原告による賠償請求を経て、法院は被告に対して賠償責任を負い当事者が被った損害の賠償を命じる判決を法に基づき下さなければならない。

※参考文献）前掲①p200～201，②p209～210，③p121～122，④p168 参照。

⁶ 例えば、計画許可が違法で、住宅地区の緑地に車庫が建設された場合、当該計画許可は社会の公共利益に及ぶことから、違法確認判決を下すしかないが、法院はさらに被告と開発業者に対し住宅地区の緑化面積を増やす、又は車庫の代金を下げる等の取決めを要求することができる。また行政機関が開示した情報が原告の営業秘密、個人のプライバシーに及び、かつ公共利益等の法定事由が存在しない場合、法院は情報開示行為に対して違法確認判決を下すとともに、被告に対し、開示した情報の即刻削除、関連する書面資料の回収等の救済措置を命じることができる（前掲参考文献①201頁参照）。

6 変更判決の範囲を拡大 (77 条)

【変更判決】

第 77 条 行政処罰が明らかに不当，又はその他行政行為が金額の確定・認定に関わり，確かに誤りがあると認められる場合，人民法院は，変更判決をすることができる。

2 人民法院は，変更判決により，原告の義務を加重し，又は原告の権利・利益を減損してはならない。但し，利害関係人が同じく原告となっており，かつ訴訟請求が相反する場合を除く。

本条は変更判決に関する規定であり，旧 54 条 4 号を単独の条文としたものだが，実質的改正点が二か所ある。第 1 に変更判決の適用範囲を拡大した点であり，行政処罰以外の行政行為が金額の確定・認定に関わり，確かに誤りがあると認められる場合を追加し，第 2 に不利益変更禁止原則を明確にした点である。さらに，条文間の概念を一致させるため，旧法の「明らかに公正でない」を新法では「明らかに不当」に改めている。

1 変更判決の位置付け

1989 年行政訴訟法制定時に，変更判決を規定するか否かについては比較的大きな論争があり，その背景には，司法権と行政権との間の境界に関する問題が存在した。すなわち，法院が下す変更判決により，提訴された行政行為の内容が直接変更される。例えば，500 元の処罰決定が 200 元に変更された場合，これは本来行政機関が実際の状況に基づいて判断すべきであるが，変更判決では法院がそれを行い，行政機関は判決に基づいて改めて行政処罰決定を行うしかない。これに対し，反対意見は，法院が行政機関に代わって過料決定を行うことは司法権の逸脱であると指摘する。賛成意見は，迅速に紛争を解決し，行政機関の先入観による行政行為の重複を防止する上で有利に働くという角度から変更判決を規定すべきであり，また変更判決は司法権と行政権の権限分配原則に従っており，行政機関による行政処分決定のやり直しを必要としていると指摘する。

本改正では行政紛争の実質的解決の推進が重要な内容とされており，現在では変更判決に反対する声は基本的に収束しているが，変更判決強化を検討すべしとの意見を検討するに際しては，依然として司法権と行政権の権限分配原則を重視し，法治の最低ラインを堅持すべきである。

変更判決は，取消判決を補充する形式である。変更判決の適用範囲は取消判決よりも遥かに狭く，かつ取消判決の適用範囲に含まれることから，一種の包含関係にある。換言すれば，変更判決が適用可能な場合，取消判決も適用可能である。法院が変更判決を下す場合，事実を明らかにし，法律・行政法規を正しく適用する必要がある。また，一旦様々な客観的条件の制約を受け，行政行為の内容判断が困難になった場合は，法院が変更判決を下すための基盤が欠如するため，変更判決を下すことは相応しくない。そこで，本条は，法院は必ず変更判決をしなければならない，とは規定せずに，変更判決を下すことが「できる」と規定している。

2 変更判決の適用範囲（本条1項）

本改正では変更判決の適用範囲が拡大され、二つの状況が変更判決の適用範囲に追加された。

1) 行政処罰が明らかに不当な場合。旧法は「明らかに公正でない」と定めていたが、「明らかに不当である」への修正による実質的变化は大きくない。「明らかに不当である」とは、主に処罰決定が極端に偏っている状況を示し、既に極めて不合理であることにより、違法な状況と見られる場合である。その他の行政行為が明らかに不当な場合には、変更判決を適用できず、法院は取消判決を下すほかない。

2) その他の行政行為において、金額の確定又は認定に確かに誤りがある場合。これは主に金額の確定（例えば、補償、最低生活保障、社会保険給付に関する事件における、補償金、最低生活保障金、社会保険金の確定等）、及び認定（主に客観的事実が存在することを認めることであり、例えば、税金滞納に関する事件において、税務機関による企業売上高の認定等）に関する行政処罰以外のその他の行政行為である。

3 不利益変更禁止の原則（本条2項）

1) 不利益変更禁止は、行政訴訟、行政不服審査に関する原則であり、法院が行政行為の変更判決を法により行う場合、原告の義務を増加させ、又は原告の權益を減損させ、原告をさらに不利な状況に陥らせてはならないことを指す。同法理は行政訴訟、行政不服審査がいずれも公民の権利を救済する制度であり、公民の違法に対する責任を追及する制度ではないことに基づく。また、仮に不利益変更を認めた場合、当事者は訴権行使に消極的となり、行政訴訟制度の全体的役割を発揮させる上でも不利に作用する。行政訴訟における不利益変更禁止は本改正で追加された内容ではあるが、関連司法解釈では既に規定されており、行政復議法実施条例 51 条にも同原則が規定されている⁷。司法実務において、法院は審理を経て、原告に確かに違法行為があり、提訴された行政処罰が軽い、処罰が少ないことが明らかになった場合、実際の状況に基づき、原告の訴訟請求を棄却、又は提訴された行政処罰行為を取り消すことはできるが、直接変更判決を下すことはできない。

2) 行政訴訟における不利益変更禁止原則にも例外があり、利害関係人がいずれも原告であり、かつ訴訟請求が相反する場合には、同原則は適用されない（本条2項但書）。例えば、治安関連事件において、被害者及び加害者が同時に治安処罰決定に対して提訴し、加害者は処罰が重すぎると判断し、被害者は軽すぎると判断した場合、法院は裁判において不利益変更禁止原則を適用することはできない。

※参考文献）前掲①p202～204，②p210～213，③p122～123，④p169～171 参照。

⁷ 行政復議法実施条例 51 条「行政復議機関は、申立人の行政復議請求の範囲内において、申立人に対してさらに不利となる行政復議決定を作出してはならない。」

7 行政合意の履行及び補償判決（78条），[司解15条]

【行政合意の履行及び補償判決】

第78条 被告が法による履行をせず，約定によって履行せず，又は本法第12条第1項第11号に規定する合意を違法に変更・解除した場合，人民法院は被告に履行継続，救済措置又は損害賠償等の責任を承認負担させる。

2 被告による本法第12条第1項第11号に規定する合意の変更・解除が適法であるが，法による補償が未だ与えられていない場合，人民法院は補償の給付判決をする。

本条は行政合意（行政契約）の履行及び補償判決に関する規定である（新設）。本改正では，政府特別許可経営協議，家屋土地徴収補償協議等の合意が，事件の受理範囲に追加された（新12条1項11号）。これらの行政合意は行政管理に関する新方式として，その利用が増加しており，行政管理の色彩が濃く，行政の私法への参入による弊害を防止して行政紛争をより適正に解決するため，これら合意の履行，解除，変更起因する紛争を行政訴訟によって解決することが必要である。そして，これに伴って発生する問題は，行政合意により発生した紛争を如何に審理して判決を下すかである。行政訴訟が「民が官を訴える」制度という基本的位置付けを堅持していることから，審理手続では基本的に現行審理手続に関する規則を適用できるとしても，その判決は主に合意を履行するか否かに対する認定であり，本法における職責履行判決又は取消，変更判決を適用することは困難である。よって，これに相応する判決形式，すなわち行政合意の履行及び補償判決を追加する必要がある。

被告による行政合意の不履行には，主として1）法により履行しない，2）約定により履行しない，3）違法な変更及び4）違法な解除の四つの状況がある。これらの状況は，行政機関による違約の全ての場合が含まれるが，相互間で一部交錯する内容がある（例えば，違法な解除は行政機関による行政合意の不履行を，違法な変更は行政機関が約定に従って履行しない状況を招くおそれがある）。

1）法により履行しないとは，主に行政機関が行政合意の履行を拒否することを指す。この点，1999年契約法では，契約不履行につき違約責任を負担すべき旨を定めるが，民事契約と異なる点は，一部の法律で行政機関は社会公共利益の必要性のために行政合意を履行しなくともよい場合が規定されている点であり，そのため本条は「法により履行しない」と定めている。

2）約定により履行しないとは，行政機関が行政合意を履行したが，行政合意の約定に完全に基いていないことを指し，相応する違約責任を負う必要がある。

3）違法な変更，4）違法な解除とは，行政機関が違法に一方的な行政合意の変更・解除を行うことを指す。例えば「市政公益事業特別許可経営管理弁法」によると，特別許可経営権を取得した企業が，特別許可経営期間に無断で特別許可経営権の譲渡，賃貸行為をなした場合，主管部門は特別許可経営協議を解除し，その特別許可経営権を取り消す権利を有する。特別許可経営権を取得した企業に法定の状況がないにも拘わらず，主管部門が

合意を解除した場合、違法な解除にあたる。このように、法院が行政合意関連紛争の審査を行う場合は、契約への適合性に対する審査だけでなく、その適法性についても審査しなければならない。適法性審査の場合、関連行政の法律・行政法規・規章による根拠があるか否か、及び契約法 54 条が定める法定の変更・取消に関する状況に適合しているか否かにつき確認しなければならない⁸。

法院が審査を経て、被告が法により履行しない、約定により履行しない、又は違法な行政合意の変更・解除が明らかになった場合、被告に対して違約責任を負担するよう求め、原告の請求及び実際の状況に基づいて、被告に対して引き続き行政合意を履行し、救済措置又は損害賠償を命じる判決をすることができる。

被告による行政合意の変更・解除が適法であるが、法により補償しない場合、人民法院は補償を命じる判決をする（本条 2 項）。一部地方政府の規章によれば、関連の法律・行政法規及び規章が改正、廃止された、又は特別許可経営権を与えた根拠となる客観的状況に重大な変化があった場合、公共利益の必要性のために、政府は法に基づき既に与えた特別許可経営権を変更又は回収することができる。これにより特別許可経営者に財産的損害が発生した場合、法により補償しなければならないが、被告が補償しない場合は、人民法院は補償を命じる判決をすることができる。

※参考文献）前掲①p204～206，②p213～215，③p123～124，④p171～172 参照。

8 行政復議決定と行政行為との一括裁判（79 条），[司解 9，10 条]

【行政復議決定と行政行為との一括裁判】

第 79 条 復議機関と原行政行為を行った行政機関が共同被告とされた事件において、人民法院は、復議決定と原行政行為とを一括して裁判しなければならない。

本条は行政復議決定と行政行為に対し一括して裁判を行う規定である（新設）。行政復議（行政不服審査）制度の形骸化という顕著な問題を解決し、行政復議制度の役割をより効果的に発揮させるため、本改正では行政復議機関が維持決定を行った場合に、「当事者は原行政機関に対して訴えを提起する」が「復議機関及び原行政機関を共同被告とする」ことに修正されている（新 26 条 2 項）が、これを受けて、判決においては同時に裁判を下すという規定が本条に追加されたものである。

復議機関及び原行政機関を共同被告とする場合、相応する訴訟は共同訴訟とすべきである。これは共同訴訟理論を発展させたものであるが、必要的共同訴訟ではなく、ここで提訴されたのは二つの行為であって同一行為ではない。また、通常共同訴訟でもなく、ここでの被告は二種類の被告であり同一被告ではなく、提訴された行政行為も類似していない。

⁸ 行政機関の一方的な合意の解除・変更の権限が、比較的低い等級の規範性文書により与えることができるかという問題がある。これは適法性と契約への適合性との関係に関わり、関連実体法において検討の上規定される必要があり、当事者の合法的権益に関わることから、原則上、規章以外の規範性文書によっては当事者の合法的権益を制限する規定を定めてはならないと解されている（前掲参考文献①205～206 頁参照）。

そもそも共同訴訟は、複数の関連した訴訟を併せて審理し、訴訟効率を上げ、司法資源を節約し、紛争解決に便宜を図るものである。他方、復議における維持決定と原行政行為は同一行為ではなく、同種類の行為でもないが、関連性が非常に強い二つの行為であり、復議における原行政行為を維持する決定は原行政行為の効力を安定させるとともに、原行政行為の効力に従属する状態にあることにより、一つの訴訟中での解決が必要となる。この点、改正前の方法では復議における維持決定は、原行政行為の取消に伴って自動的に失効し、復議機関は自身が主張する権利を剥奪されていたが、本改正により復議における維持決定と原行政行為は一つの訴訟中で同時に審理され、紛争を一括して解決することに便宜が与えられている。復議機関及び原行政機関を共同被告とする共同訴訟において、法院は原行政行為及び復議決定の適法性についてそれぞれ個別に審査した後、一つの判決において原行政行為及び復議決定の適法性を一括して裁判しなければならない。

※参考文献) 前掲①p206～207, ②p215～216, ③p124～125, ④p172～173 参照。

9 判決言渡しの公開 (80 条)

【判決言渡しの公開】

第 80 条 人民法院は、公開審理と非公開審理の事件について、一律公開で判決を言い渡す。

2 法廷で判決を言い渡す場合、10 日以内に判決書を発送しなければならない。定期的に判決を言い渡す場合には、判決言渡し後、直ちに判決書を発行しなければならない。

3 判決言渡し時において、当事者の上訴権、上訴期限、上訴先の人民法院について必ず告知しなければならない。

本条は判決言渡しの公開に関する規定である（新設）。この点、旧法の全 75 条においては多くの行政訴訟手続について規定されておらず、専ら民訴法の規定が適用・参照されていたが（新 101 条対照）、本改正では、行政訴訟手続の改善も立法任務の一つとされており、特に判決言渡し公開の重要性に鑑みて、本条が追加されている。

判決言渡しは、開廷審理における最終段階であり、開廷審理における最終結果は判決言渡し方式によって当事者に告知される。判決言渡しは公開で行わなければならない、これは公開裁判制度における重要な内容であり、司法手続が文明的・進歩的であることを体現し、また国家司法権の神聖さと荘厳さを体現するものである。公開審理事件、非公開審理事件のいずれについても、判決言渡しは公開しなければならない、いかなる形式による秘密裡での判決言渡しも許されない。なお、公開すべきでない内容については、できる限り判決書には記載せず、判決書に記載すべき場合には、公開での判決言渡し時に関連内容を伏せる必要がある。

公開での判決言渡しには二つの時点がある。第 1 に開廷審理により事件事実を明らかにすることができ、法令適用が明確な場合、法廷で判決言渡しを行わなければならない。第 2 に、合議体により別途評議が必要、審判委員会に提出して討論が必要等の特殊な理由がある場合は、別途日時を選択し公開での判決言渡しを行うこともできる。司法効率の向上

及び行政による干渉を防止するために、事件の全体的状況を考慮し、可能な限り法廷で判決言渡しを行うべきである。

法廷で判決言渡しを行う場合、10日以内に判決書を発送しなければならない。期日を定めて判決言渡しを行う場合は、判決言渡し後、法院は速やかに判決書を発行しなければならない（本条2項）。

当事者が速やかに上訴権を行使できるようにするため、法院は公開での判決言渡し時に、当事者に対して上訴に関する権利、上訴期間及び上訴する人民法院について告知する義務を負う（本条3項）。告知を受けた当事者が判決を不服とする場合、判決書が送達された日から15日以内に、上級人民法院に上訴することができる。

※参考文献）前掲①p207～208，②p216～217，③p125，④p173～174 参照。

（つづく）